

市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 市長個人の所有する農地の取り扱いに関して、市長の職員に対する言動及び強要の有無について
- (2) 市長の農地法違反に関する事項
- (3) 水稻生産実施計画書等の提出に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により委員10人からなる市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで存続するものとし、閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、平成24年度においては50万円以内とする。

以上、決議する。

平成25年2月26日

愛知県豊明市議会

市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議

平成25年2月26日に決議した市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議に、次の調査事項を追加し調査をするものとする。

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (4) 政務調査費の返還命令の取り扱いに関して、市長の職員に対する指示について

2 特別委員会への付託

本調査は、平成25年2月26日に設置した市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会に付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定により、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限を上記特別委員会に委任する。

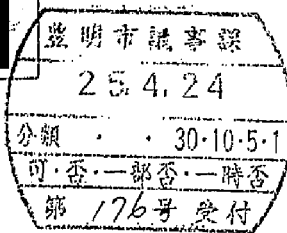
以上、決議する。

平成25年3月6日

愛知県豊明市議会

議 長	副議長	事務局長	課 長	補 佐	担当係長	係
[Redacted]						

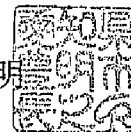
乙第15号証



平成25年4月24日

愛知県豊明市議会議長 安井 明 殿

豊明市長 石川 英明



再議請求について

平成25年2月26日に開会された平成25年3月定例会議会本会議において、3月6日に議決された「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」については、以下の理由により議会の権限を超え、法令及び豊明市議会会議規則に違反すると認めるので、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第176条第4項に基づく再議を求める。

理由

1、3月6日の「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」は、平成25年2月26日に開会された同年3月定例会議会本会議において議決された「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」と同一事件に関する決議である。

豊明市議会会議規則(平成2年3月30日議会規則第1号。以下「規則」という。)は、第15条において、「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。」と定めているところ、「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査事項の追加に関する決議」は、同じ平成25年3月定例会議会において2月26日にすでに提出された事件と同一の事件について再び提出したもので、規則に違反するものであり、法第100条第1項の規定に基づく議会の調査権の行使は及ばないと認めた。

2、3月6日の議決により「市長の職権濫用問題及び農地法違反等の調査に関する決議」に調査事項として追加するという調査事項(4)は、「市長の職権濫用問題」に関連する調査事項と推測できるところ、同調査事項(4)については、平成25年3月定例会議会の会期中、同年2月28日に行われた伊藤清議員による一般質問に対し、私が一部議員への政務調査費返還命令の期限であった平成25年1月8日を延期できる例外規定が法令においてあるのか否かを市職員に確認し、延期は認められない旨を市職員が私に伝えたにすぎないことをすでに議会内で回答し、事実関係が判明しているものであり、職権濫用に係る行為がなかったことは明らかである。

法第100条第1項に基づく議会の調査権の発動範囲は、真相究明をするために、その目的の達成に必要な範囲に限られるのであり、調査の必要性がない調査事項を加えることは、議会の調査権限を超えるものと認めた。

参 考 条 文

地方自治法(抄)

[調査権・刊行物の送付・図書室の設置等]

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

②以下 略

[議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の処置]

第176条 ①～③ 略

④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から21日以内に、審査を申し立てることができる。

⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から60日以内に、裁判所に出訴することができる。

⑧ 略

[審査の裁決期間]

第257条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から90日以内にこれをしなければならない。

② 略

[異議の申出等の手続]

第258条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第9条から第13条まで、第14条第1項ただし書、第2項及び第4項、第15条第1項及び第4項、第17条から第19条まで、第21条から第35条まで並びに第38条から第44条までの規定を準用する。